《出席停止の期間の基準》

|  |
| --- |
| 第一種 |
| **感染症の種類** | **出席停止の期間の基準** |
| エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、鳥インフルエンザ、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 | 治癒するまで。 |

|  |
| --- |
| 第二種 |
| **感染症の種類** | **出席停止の期間の基準** |
| インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで。 |
| 百日咳 | 　特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性　　物質製剤による治療が終了するまで。 |
| 麻しん（はしか） | 　解熱した後３日を経過するまで。 |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 　耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後　５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 |
| 風しん（三日はしか） | 　発疹が消失するまで。 |
| 水痘（みずぼうそう） | 　すべての発しんが痂皮化するまで。 |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 　主要症状が消退した後２日を経過するまで。 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が改善した後１日を経過するまで。 |
| 結核 | 　病状により学校医その他の医師において感染のおそ　　れがないと認めるまで。 |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |

|  |
| --- |
| 第三種 |
| **感染症の種類** | **出席停止の期間の基準** |
| コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 |

|  |
| --- |
| その他の感染症（条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症） |
| **感染症の種類** | **出席停止の期間の基準** |
| 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎　など | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 |